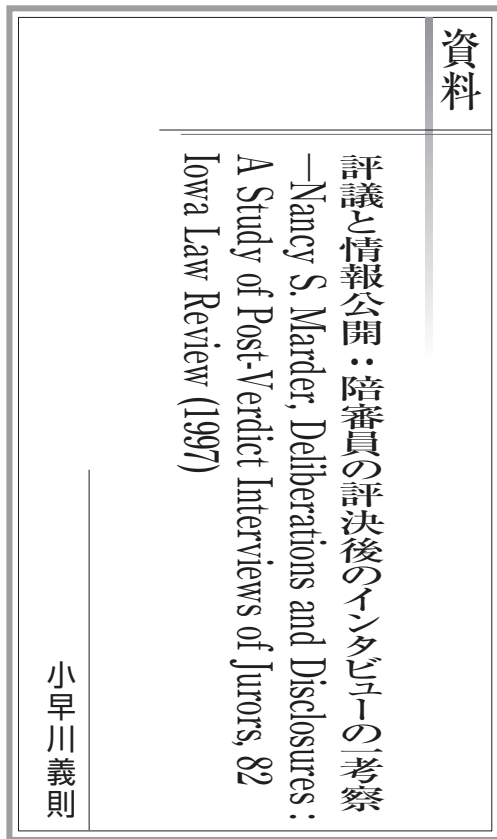




本論文は、原則として自由に認められているアメリカの陪審員の評決後のメディアとの会見の実態を各種資料を基に精査したうえで裁判官はインタビューに関して陪審員に指針を与えるべきであると主張するものである。裁判員制度施行5年を経過したわが国での問題点を考えるうえでも有益と思われるので本文に即してその要旨を紹介した後、若干のコメントを加えることとしたい。

本論文は全8章（82頁）から成る、目次は次のとおりである。

I はじめに

II 陪審のビジョン

A 陪審評決の力

B 陪審評決の象徴性

C 評決後のインタビューの陪審への含意

III インタビューの内容分析

A 方法論的留意点

B どれだけ多くの陪審員が報道機関に語るのか

C 陪審員はなぜ報道機関に語るのか

D 陪審員はインタビューで何を語るのか

1 陪審の判断の根拠

2 評議中の陪審の力学

3 判断の難しさ

4 評議への支持

5 評決への相反感情

6 裁判官と法律家への評価

E 陪審員はいつ彼らの仮投票数を明らかにするのか

F 陪審員は何について語るのを拒否するのか

G 陪審員は実際にどれだけコントロールされているか

IV 陪審員のインタビューの効果：価値を高めるのか下げるのか

A 国民教育

B 国民による評決の受入れ

1 評決への信頼性の構築

2 評決への疑念の高まり

C 陪審員の責任

D 陪審員の率直さ

1 投票における率直さ

2 コメントにおける率直さ

E 陪審員のプライバシー

V 他の文脈からの教訓

A 最高裁判所

B 行政特権

C 大陪審

VI 競合する憲法上の保護

A 第1修正の伝統

B 第1修正に関する制約

C 第6修正の主張

1 “公正な裁判”を受ける権利

2 “陪審による裁判”を受ける権利

3 “公平な”陪審裁判を受ける権利

VII 解決策（Possible Solutions）

A 現状維持

B 情報公開の制度化

- 1 評議の公開
- 2 陪審の意見の書面化
- 3 特別評決の拡大
- 4 評決後の裁判所によるインタビュー
- 5 裁判官による個別質問の拡大

C 情報公開の禁止：イギリス方式

D 妥協点の探求

- 1 非公開の宣誓
- 2 非公開の説示
- 3 自己自身のコメント許可
- 4 公表を認めた陪審員の身元隠匿

VIII 結論

I はじめに

われわれの歴史は報道機関 (press) および国民によって追及された 2) 著名な事件 (profile cases) 1) に満ち溢れているけれども、報道機関が現実の裁判を取り上げて評決後の陪審員にインタビューするのは比較的最近の現象である。ジャーナリストは裁判後に陪審員にインタビューし、陪審の評議内容を含め事件のすべてについて質問する。陪審の評議は、国民に公開されている公判 (trials) とは異なり、陪審室で秘密裏に行われて陪審員だけが出席する。

では、陪審員はこれら秘密裏の評議について報道機関にその内容を公開すべきであるか。

n.1) 例えば、*Capone v. United States*, 58 F. 2d 1081 (7th Cir. 1932) (per curiam) (所得税の脱税に対するアルカポネの有罪判決を支持) ; *United States v. Rosenberg*, 109 F. Supp. 108, 110, 115 (S.D.N.Y.) (国防に関する情報をソ連邦に伝えたコンスピラシーでローゼンバーグ夫妻 (Julius and Ethel Rosenberg) に対する死刑判決を支持、aff'd, 204 F.2d 688 (2d Cir. 1953) ; *United States v. Hiss*, 107 F. Supp. 128, 137 (S.D.N.Y.) (Alger Hissによる新公判の申立てを拒否、aff'd, 201 F. 2d 372 (2d Cir. 1953) を見よ。

n.2) 例えば、*N.Y. Times*, Oct 18, 1931, at 1 (所得税の脱税の数訴因で陪審がアルカポネを有罪と認めた最終弁論および評決の法廷シーンを記述) id. (“本件に国民が大きな関心を抱いていることは否定できない、しかし、私は皆さんに被告人は John Brown であり Alfonse Capone ではないとして取り扱うことをお願いします。”) (連邦検事 G.F.Q. Johnson を引用) : *N.Y. Times*, Mar. 17, 1951, at 6 (ソヴィエトに対する戦時中の原子力スパイ (atomic espionage) の告発に関するローゼンバーグ夫妻の公判における数人の証人の証言を叙述) ; *N.Y. Times*, Mar. 30, 1951, at 1 (原子力スパイ事件で有罪と認定されたローゼンバーグ夫妻および Morton Sobell は死刑に直面したと報道) : *N.Y. Times*, Oct. 8, 1931, at 2 (アルカポネの裁判で彼に不利に証言した証人を含めて報道) を見よ。

陪審員はこれらのインタビューにどのように応ずるべきかについて裁判所からの指針 (guidance) を受けていない。陪審員は報道機関に話すべきか、そして話すのであれば、何を明らかにすべきかを彼ら自身の判断に委ねられている。陪審員は公判手続のほぼすべての段階で彼らは何をすることができて何をすることができないかを告げられている、その一方で、この段階では奇妙にも (strangely) 裁判所は沈黙している。少なくとも、この問題は応答 (response) を必要とする問題であることを連邦および州裁判所は認識する必要がある。(at 467.)

陪審の役割に関する1つの見解によれば、評決後のインタビューは陪審制度への脅威となる (can pose a threat) という。第Ⅱ部で述べるこの見解によれば、陪審の主たる機能は共同の判断 (a collective judgment) に到達するためにグループの評議に参加することである。その判断は実際的な重要性和象徴的な意味の両者を有する。評決には実際的な重要性があるというのは、国 (state) が実施 (enforce) するのはまさに評決であるからである。評決には象徴的意味があるというのは、それが全コミュニティの

判断を示しているからである。個々の陪審員の見解は評議中には重要であり、そのため陪審はコミュニティの広範囲 (broad swath) から選抜された個人から成るけれども、これら個々の陪審員が一たん1つの合意 (consensus) に到達すると、重要であるのはその評決であって個々の(陪審員の) 見解ではない。評決後のインタビューによってもたらされうる危険は、陪審が話す1つの声 (single voice) である評決の価値を落とす (they detract from the verdict) ことにあるというのである。しかし、読者は必ずしもこのような陪審の役割に関する見解に与しないだろう。このような見解に与しない人々にとっては評決後のインタビューは陪審の働きを学ぶうえで脅威というよりもむしろ有用な道具となりうると思えるからである。

陪審についてどのような見解をとるにせよ、陪審員が評決後のインタビューにおいて何を明らかにするかの状況把握 (pictures) から始めるのが有益である。第Ⅲ部において私は、過去15年間に主要な新聞や雑誌で明らかにされた陪審員の評決後のインタビューを分析する。私は以下のような質問に関する若干の記述と量的分析を提供する、すなわち、どれほど多くの陪審員がこのサンプリングにおいて報道機関に話したか？なぜ彼らはそのようにすることを選んだのか？これらの陪審員は陪審の評議について何を明らかにすることを選択したか？彼らは何を語ることを拒否するのか？陪審員は報道機関に語るべきかどうかを判断する際にどの程度の規制 (control) を現に有しているのか？などについてである。

第Ⅳ部において私は、これらの評決後の陪審員のインタビューについてその考えられうる効果 (potential effects)、とりわけこれらの情報開示が制度としての陪審に役立つかそれとも有害となりうるかを検討する。

第Ⅴ部において私は、他の文脈に目を向け、小陪審に適用されうる評議に関し何らかの教訓 (lessons) があるかを考える。大陪審員の評議は、大陪審手続きの他の側面と同じく、秘密によって保護されている。これらの文脈下で秘密

性 (confidentiality) が守られているのは、そのことによって率直な討論 (candid discussions) が促進され、陪審制度に政治的操作 (political manipulation) を受けていないとの外見を与え、そして困難な判断への保護を提供するからである。これらの理由付けは小陪審にも適用されうる。

評決後のインタビューはまた、第Ⅵ部で簡単に検討するように、競合する憲法上の保護にもかかわりがある。評決後のインタビューは第1修正の伝統と一致する。すなわち、インタビューに関する何らかの制約は陪審員の語る権利や報道機関のアクセスする権利への侵害であるように思われるからである。しかし、刑事事件において第6修正は競合する憲法上の権利を提供する、すなわち、公正な裁判および公平な陪審の裁判を受ける被告人の権利である。(at 469.)

このような競合的価値および憲法上の保護に照らすと、裁判所はこれらのインタビューに関してどのような対応をすべきであるか？ 対応が必要だとすれば、裁判所はどのような指針を評決後の陪審員に提供すべきであるか？ 第Ⅶ部において私は、一連の提案を探索し、陪審制度はそれぞれの下でどのように機能することになるかについて考える。最も容易な対応は、もちろん、現状を維持することである、しかし、これは何らの指針もなしに陪審を放置することになる。一方の端にあるのが陪審評議の完全な公開である。他の端にあるのがイギリスにおけるように評議の公開を禁止することである。中間の立場 (middle ground) をとることによって、陪審員は、少なくとも一定の期間は評議を公表しないという宣誓をすることができる、そしてこの宣誓は評議の秘密性の保持の必要性に関する裁判官からの説示によって補足しうる。他の選択肢として (alternatively) 裁判官は、陪審員に彼らの評議は秘密にしなければならないこと、そして陪審員は自己自身のコメントおよび投票については公表できるが仲間のそれについてはできないこと、あるいは他の陪審員のコメントについても明らかにできるがその陪審員の名前は明らかにできないとの説示にとどめるこ

ともできる。このような中間の立場は、とりわけ評議の前であれば陪審員に対し指針を提供することになり、個々の陪審員の評決後のコメントを認めても陪審の評決の土台が削り取られない (not undermine) ことを保障するのに役立つであろう。

Ⅱ 陪審のビジョン

陪審員の評決後のインタビューに焦点を合わせる1つの理由は、それら (インタビュー) は単一体 (single body) としての共同の判断 (collective judgment) に到達するために慎重な手続きに参加する陪審の決定的役割の土台を削り取る (undermine) ことにある。このような判断の前提として、陪審員としての務めを果たすすべての人がコミュニティの公正な横断面 (fair cross section of the community) から選抜される (draw) こと、そして陪審員は積極的に評議に参加することが重要である。陪審員候補者名簿 (venire)、陪審員選定手続き (voir dire) および評議段階での司法手続き (judicial process) は、陪審員に彼らの個人的見解を表明することを奨励する方法に焦点が当てられている。しかし、評決に到達するや否やその焦点が個人からグループに移行するのは、国 (州) によって執行されるであろう判断を下すのは単一体 (single body) としての陪審であるからである。陪審員が彼らに代わって語る評決後の陪審員へのインタビューは、陪審の仕事 (enterprise) の共同的性質および陪審が評決を下すときの1つの声の土台を削り取ることになる。

陪審員候補者が陪審員選定手続きで召喚されるとき、その目的はコミュニティの公正な横断面から彼らを選抜することである⁷⁾。その理由の1つは陪審員の多様な観点がその評議中に提示されるからである。他の理由は、陪審がコミュニティの代表とみなされるのであれば、コミュニティおよび両当事者 (parties) は陪審の判断をより受け入れるであろうからである。

n.7) Taylor v. Louisiana, 419 U.S. 522, 530

(1975) (“われわれは公正な横断面の要求を陪審裁判への基本として受け入れる”) ; Williams v. Florida, 399 U.S. 78, 100 (1970) (“コミュニティを代表する公正な横断面を獲得する公正な可能性”を第6修正によって保障された陪審の本質的特色の1つとして確認する) を見よ。

陪審の評議は陪審員が事件に関する彼ら個人の見解を提示する時間であるだけでなく合意 (consensus) に達する時間でもある。もちろん、陪審には合意に達しない特権 (prerogative) がある。もし陪審が絶望的なまでに (hopelessly) 見解が分かれているのであれば、陪審の意見不一致ないし評決不能 (hung jury) として裁判のやり直し (dismissed) がなされる¹⁵⁾。しかし、もし陪審が評決に到達することができれば、その評決は公開の法廷で宣告される。その時点で陪審員は、評決が各陪審員の投票を正確に示していることを確かめるために一人ずつ質問されることがある (be polled individually)¹⁷⁾。このことが一たんなされると、そのとき陪審はその評決を介して一体 (a body) として語ったことになる。

n.15) “評決不能 (の制度) は重要である、それは多数意見の意思を妨げるのに十分で強力な少数者の見解を尊重する法制度を示しているからである”。

n.17) 連邦裁判所における陪審裁判ではいずれの当事者または裁判官は個々的に陪審に質問することが認められている。Fed. R. Crim. P.31 (d) を見よ。

A 陪審の評決の力

陪審は評決を下すとき1つの声 (one voice) だけで語る、たとえ評決が全員一致であることを要求されていないときでもそうである。国 (州) が実施するのは評決であり個々の陪審員の見解ではないが、州は被告人の生命または自由を奪うことができる。

評議はこの過程 (the process) の不可欠な部分 (integral part) である、もし評議がなければ、

そのとき陪審員は単に投票箱 (ballots) を与えられ裁判の最後に投票することができるだけである19)。

n.19) “ブラジルでは連邦の陪審は評議しない。証拠提出の最後に陪審員は1人ひとり (individually) 書面で投票することが求められる秘密投票 (secret ballot) が行われ多数決で決する。このような評議はわれわれ自身のそれとは際立って対照的である” とある論者は指摘している。

B 陪審評決の象徴性

その評決を介して意見を述べる単一体 (a single entity) としての陪審の見解は象徴的な価値を有する。つまり陪審がわれわれ国民の儀式 (public rituals) において重要な役割を果たすのは、陪審はそれ自身のためだけでなくコミュニティのために語るからである。コミュニティは判断をする仕事をそれ自身に代えて陪審に委ねた。極めて解決困難な紛争に直面したコミュニティは、コミュニティから選抜された陪審にそのような判断を委ねることとしたのである。陪審員は、評議中に彼らの気持を話しその良心について投票する限りにおいて、この仕事を個人として引き受ける、しかし一たんこれらの個人が合意に至ると、彼らが到達する判断は陪審の判断でありコミュニティの判断でもあることになる。

グループの判断であるので各個人は陪審の評決に責任をとる必要はない、グループの1員として責任を共にするにとどまる。彼らは共同体 (corporate body) の一部として彼らの判断に到達する。その判断に対する個々の責任をとることを彼らに要求するのは、とりわけその判断が被告人の死を導くとき、コミュニティのためにさらに大きな責任を彼らに課することになる20)。もちろん、その判断が公開の法廷で宣告されるとき、そして彼らが個別的に質問 (polled) されるとき、彼らは自らの判断に直面しなければならない、しかしその時点で、彼らは評決によって示されているように、彼らは投票したかどうか

を述べなければならないだけのことである。

n.20) 死刑を言い渡された刑事被告人に対する銃殺執行隊 (firing squad) による処刑をなお維持しているユタ州は、より極端な状況においてではあるが、類似の問題に直面する。L.A. Times, Jan 22, 1996, at A1 (1977年のGary Gilmoreの処刑以降、銃殺隊による処刑を行っていなかったユタ州において40回目の銃殺隊による処刑を致死薬注射ではなく銃殺を希望したJohn Albert Taylorについて説明している) を見よ。銃殺執行隊の1人は空砲 (blank round) しか有していないため“誰が致命弾を発射したのか”を処刑執行者は知ることができない。N.Y. Times, Dec.11, 1995, at A 12. 銃殺執行部隊の各メンバーは処刑に参加したが、それでいて自分が空砲を撃ったのであり致命弾を発射したのではないと考えることができる。

C 評決後のインタビューの陪審への含意

評決後の陪審員のインタビューは陪審の単一的側面を弱める (undercut the unitary aspect)。この側面は、コミュニティの判断として陪審の評決およびその重要性に与えている機能に照らし重要である。実際的なレベルに関して権限があるのは、個々の陪審員の見解ではなく陪審の評決である、象徴的な意味に関してコミュニティの判断を代表するのは、個々の陪審員の見解ではなく陪審の評決である。陪審はその力および意味をグループとして獲得する、評決後のインタビューはこのようなグループの側面を危うくする (threaten)。そのようなインタビューは、意見の交換にかかわる個人の集まり以外の何ものでもないかのように陪審を取り扱う。これは陪審が果たしている一部であるのは確かであるけれども陪審ははるかに大きなことをする、すなわち、陪審はその部分の単なる総計 (sum) ではない、評決後の陪審のインタビューは、陪審員個人のコメントないし見解に焦点を合わせることによって、陪審の仕事のグループ的性質を無視 (overlook) することになる。

このような背景下に考えるとき評決後の陪審

員へのインタビューは陪審制度に脅威 (threat) をもたらすように思われる、しかし、このような陪審に関する見解に与しない人にとってインタビューはそれほど問題 (troubling) にはならない、そして事実、陪審への信頼性を再確認させることになる。陪審が根拠とした証拠を陪審員が明らかにするインタビューは、閉ざされた戸口の背後で行われているのは責任ある判断過程であることをインタビューは示していることを再確認することで、陪審は正しい判断に到達しその仕事を十分に果たしているとの彼らの確信を裏付けていると考えるからである。

Ⅲ インタビューの内容分析

A 方法論的留意点

新聞や雑誌でのインタビューは国民 (public) の各人が陪審について知る唯一の手段である。陪審員は本を書いたり (過去26年間に陪審としての体験談を記述した少なくとも12冊の本が出版されている) 雑誌に寄稿したり、テレビやラジオのトーク・ショーに参加することによって彼らの陪審体験を述べることができる。また12人の怒れる男たち (12 Angry Men) のような古典的フィクションも存在する。

報道機関へのインタビューは陪審員の経験を伝える唯一の窓口を提供するものではないけれども、それらは貴重な窓口を提供する。陪審員裁判に比してその数は比較的少ないからといってその重要性は割り引かれるべきではない。例えば、Nicole Brown SimpsonとRon Goldmanを殺害したO.J.Simpsonの刑事裁判はただ1つの裁判だったが、それでいてアレインメントから評決後のインタビューに至るまで報道機関によって連日数多くの記事が取り上げられた。

最後の問題 (caveat) は、研究素材の性質である。新聞や雑誌でのインタビューは当然に報道機関によって媒介 (mediated) されている。陪審員の実際の言葉は記事で、しばしばではないにしても、そのまま用いられることがある。陪審員が実際に述べたことであるとして引用されていても、その引用文は記事のごく一部を占め

るにすぎないし、文脈外のこともありうる。それ故、インタビューからどの言葉を引用し、これらの言葉をどこに置くかを構成し、そしてどの部分を陪審の経験として強調するかを決定するのはジャーナリストである。これらの公刊されたインタビューは陪審員が直接話したものでないにもかかわらず、それらが重要であるのは広汎な大衆に伝えられ陪審の経験に関する大衆 (audience) の考えの形成に役立つからである。

B どれだけ多くの陪審員が報道機関に語るのか。

Lexisの1982から1995年までの調査によると、多くの有名な事件が取り上げられ、その中の52本の記事で評決後に陪審がインタビューされていた、主要な新聞や雑誌のインタビューに陪審が応じた数は明らかでなかったが、63% (52件中33) でその数が明らかにされている。記事の94%は過去8年の間に公にされたものである。

C 陪審員はなぜ報道機関に語るのか

陪審員が報道機関 (press) に語る理由は様々である。比較のごく少数の事件が陪審裁判によって解決されるとしても、それらは大きく取り扱われる (may loom large)。60% (52人中31人) で陪審員はその理由を説明していない、残り40% (52人中21人) で多様であるもののその理由が示されている。その中の95% (21人中20人) が話した理由は記録を正確に残しておきたかったから (wanted to set the record straight) であると陪審員は説明していた。ある事件で陪審員が複数または単独でインタビューに応じたのは陪審の評決に関する大衆の批判 (public criticism) に応じたものだった。例えば、陪審はロス暴動でトラック運転手Reginald Dennyへの暴行という重大な犯罪で起訴された被告人2人を無罪釈放したが、縮小された起訴犯罪 (reduced charges) で有罪とした。陪審員長は報道機関とのインタビューを設定し、陪審の声明文を読み上げた、すなわち、陪審の評決は脅迫や暴動の不安などからではなく法に従って下されたものであり、

黒人対白人を基礎にした評決ではないというのである。

D 陪審はインタビューで何を語るのか

1 陪審の判断の根拠

陪審が評決に到達した裁判で陪審員が何らかの説明をした221事例の中で最多の32%は判断の根拠となった証拠についてコメントしていた。一般に陪審は説得的と感じた証拠を明らかにしていた。例えば、Leona Helmsleyに対する脱税事件での請求書への修正液の使用（white out on a bill）、タイソンを起訴した強姦事件では被害者の信用性、John Gottiの暴行およびコンスピラシー訴追事件では検察側の主要証人の不信用性、O.J.シンプソン事件では訴追側証拠の矛盾等である。

陪審が彼らの判断の根拠として証拠を示さなかったとき、彼らは法を示していた。評議に関するコメントで次に最多の15%を獲得したカテゴリーで陪審員は「裁判官の説示によって彼らが理解した法に基づいて判断に達した」と説明した。O.J.シンプソンの裁判で1人の陪審員は“検察側はその主張（its case）を立証していなかったので彼を無罪釈放せざるを得なかった”と感じたという。Leona Helmsleyの脱税事件では、裁判官によって彼らに示された強請（extortion）の厳格な定義に合致していなかったので強請で有罪としなかったと陪審は説明した。同様に、RICO法の下で猥せつ物販売（obscenity）で有罪となった“猥せつ本売りのビジネスマン（businessman selling smut）”と称していたDennis Prybaの裁判では陪審員のうち6人が、裁判官によって説示されたように、*Miller v. California*, 413 U.S. 15（1973）で述べられた基準、すなわち“コミュニティの平均的人間であれば証拠とされた作品は人の好色に訴え（prurient appeal）明らかに不快（patently offensive）と感じるか”を採用することによって彼らの判断に達したと説明した。Crown Hightsでの公判後に報道機関に語った陪審員は“合理的疑い”の基準に照らし彼らの評決は法の要求に一致していると説明した。Reginald

Dennyの殴打にかかわる事件を判断した陪審員は法的定義に拘束されたと感じた。そして重罪の起訴を軽罪での有罪に落としたのは、暴行時の手拳の使用に適用される定義が足（feet）に言及していなかったからであると説明した。

2 評議中の陪審の力学

陪審は時には人種またはジェンダーが大きな役割を果たしたと考えるかについて明確に語った。この問題は通常、人種やジェンダーの争点がそれらの中核とみられる事案で生じる。もちろん、すべての人は人種およびジェンダーを有するので人種やジェンダーは事件の一部である。報道機関はO.J.シンプソンやCrown Heights, Benson hurstそしてReginald Dennyのような裁判を人種がらみで見るとの傾向がある。それ故、陪審員は人種が評議中に一定の役割を果たしたかと報道機関によって尋ねられた。これら4件のすべての事件で陪審員は人種が1つの要素であったことを否定した。シンプソンの刑事裁判で人種が陪審の評決で役割を果たしたかと質問されたある陪審員は“全くない”（no way）と答えた。タイソンの裁判でタイソンの弁護人は人種について懸念した、陪審員には2人しかアフリカ系アメリカ人は含まれていなかったからである。しかしタイソンの事件で、インタビューされたアフリカ系アメリカ人の1人の陪審員は“人種は彼らの審議中、争点ではなかった”と述べた。

3 判断の難しさ

陪審員は時には評決後のインタビューで判断に内在する困難につきコメントすることがある。すべてにコメントした陪審員の8%は困難な判断過程に言及していた。タイソン裁判での1人の陪審員は決断するのが難しいことであったと話した。Gotti裁判での1人の陪審員は判断するのが“困難（tough）”であったと述べた。Crown Hights裁判での陪審長は、すべての陪審を代表して、陪審の仕事は“容易でなく（not easy）”極めて“神経をすり減らす（nerve-racking）”仕事であったと語った。

4 評決への支持

陪審員のコメントのうち15%は陪審がした評決および仕事への支持を表明していた。シンプソンの裁判において1人の陪審員Brenda Moranは、“われわれは正しいことをしたと思う”と述べた。Leona Helmsleyの裁判後に1人の陪審員は“正義がなされたことを確信している”と述べた。タイソンの裁判後に1人の陪審員は“できる限り最上の仕事をしたと考えている”と語った。

5 評決への相反感情

陪審員は陪審の評価について常に積極的であるのではない、陪審が到達した評決について相反感情 (ambivalence) や疑念を表すこともある。それらは陪審員のコメントの僅か4%にすぎないけれども、それは多くの情感 (emotion) を示している。例えば、タイソンの裁判後に彼を有罪とした陪審員のうちの2人は“評決について彼の考えを変えた、”そしてさらに時間が経過すると12人の陪審員のうち5人は彼の有罪について疑問が生じたと語った。

6 裁判官と法律家への評価

陪審員のコメントのうち5%は裁判官の手際 (performance) に集中していた。法律家がした仕事についてのコメントは僅か1%だった。

E 陪審員はいつ彼らの仮投票数を明らかにするのか

陪審員は評議の力学だけでなく陪審の中間投票 (interim votes) についてもしばしば積極的に話すことがある。例えば、Benson hurst事件でのJoey Famaの裁判では、最初の投票で4人が未決定で8人が決定で見解が分かれ、最後になってもFamaの第2級殺人に関する有罪について11-1で行き詰った、その唯一の反対意見だったSteven Berquistは、法について確信できなかったので無罪に投票したが、裁判官が法を明らかにした後では有罪に賛成したと説明した。タイソンの陪審は6対6の投票から始まり、次に9対3で有罪に傾き、そして最終的に全員一致で

有罪に達した。O.J.シンプソンの裁判では最初の投票は10対2で無罪に傾き、まもなく2回目の投票が行われて全員一致で無罪釈放となった。

F 陪審員は何について語るのを拒否するのか

陪審員の中には報道機関に陪審の評議過程の多くの側面を明らかにするけれどもその名前などの公表を拒否する者もいる。インタビューに応じた陪審員の37%は名前を明らかにすることを拒否した。

G 陪審は実際にどれだけコントロールされているのか

陪審員は彼らが個人的に報道機関に公表する多くの情報をコントロールしているけれども、報道機関に述べるのがどの程度公にされるかについて必ずしもコントロールできるわけではない。陪審はまた他の陪審員が報道機関に何を話すかをコントロールすることはできない。

O.J.シンプソンの陪審員の何人かは“消え去ろうとしたが彼らの家はメディアの大群によって監視 (staked out by media hordes) されていた。”彼らは“報道陣と話したくない”という言葉でIto判事に残して立ち去ったけれども、なおそれを聞き入れない (unrelenting) 報道機関に取り囲まれていた。52本の記事の中でおよそ25%が報道機関によって圧力をかけられていると感じた陪審員のいることを示している。最も極端な事案では、少なくとも一時的に姿を消さざるを得ない (compelled to disappear) と感じている陪審員のいたことが明らかにされている。

IV 陪審のインタビューの効果：価値を高めるのか下げるのか

第Ⅲ部で示したように、陪審員は彼らの評議の様々な側面を報道機関に明らかにする。一方において、陪審員による公表は、国民教育、国民による評決の受入れ、そして陪審の責任のような価値を促進する限りにおいて、有益といえる。他方において、陪審員による評議の公表は、

陪審員が率直さや陪審員のプライバシーのような他の価値を害する限りにおいて、有害となりうる。しかしながら、以下の分析が明らかにするように、これらの境界線 (demarcations) は明確に区分できない。

A 国民教育

陪審員が説得的であると認めた証拠や彼らがそれに従おうとした法を明らかにするときそのような情報開示 (disclosures) は積極的機能を果たしうる。そのような情報開示は陪審の仕事について知る機会を国民に提供する。(フランスの著名な思想家) トクヴィルは、陪審制の司法的 (judicial) 機能よりもその政治的 (political) 機能を理由に陪審制を是認した¹⁵¹)。陪審員として努める人は一般に積極的な体験をする傾向がある。しかし、すべての市民が陪審員を努める機会を有するわけではない¹⁵³)。それ故、陪審として努めた経験のない市民は陪審員として努めた人の話を読むことによって陪審制度について知ることができる。

n.151 Alexis de Tocqueville, *Democracy in America* 275 (J. Mayer rev.ed. (1969) (13th ed. 1850)) .

n.153) 市民は種々の理由で陪審として努める機会を有していない。制定法上の陪審の要件を満たさない人もいる。米国市民であること、英語に堪能であること、年齢や居住要件を含む制定法上の要件を満たす必要がある。28 U.S.C. §1865 (1994) を見よ。また陪審員として召喚される人の中には、義務回避の例外を最近除去した N.Y. のような州に住居する場合を除き、広汎な義務回避の利益を有する人もいる。そして要件を満たし陪審員となることを希望する人であっても、弁護士または検察官の専断的忌避の行使により陪審員としての努めを果たすことができない人もいる。

むろん、報道機関によってインタビューされることに同意した陪審員が乏しい (poor) 陪審経験しか有していないのであれば、彼らが国民

に伝える教訓 (lessons) は消極的なものとなる。ある論者が指摘するように“最も声高な陪審員は最悪の経験しかない陪審員であろう”というのであれば、陪審に関する国民の見解はその弱点の方に歪められる (skewed) ことになる。他方、国民が陪審の弱点に気付くことで陪審の議論およびその改良が促進されることになる。

陪審へのインタビューによって評決が陪審員の無理解ないしごまかし (subterfuge) に基づいていることが明らかになることもある。極端な場合には、陪審のコメントによって刑事裁判における法や証拠を彼らが誤解していたことが明らかになり、そのような無理解の結果、有罪者を無罪釈放したり——この場合には彼を再び審理することはできない——あるいは無実の者を有罪としたり——この場合には裁判官がその誤りを匡してくれるだろうという望みしか持ちえない——することになる。このような傾向は、実際には裁量を有していた事案で量刑陪審が死刑以外の選択の余地なしと信じた死刑事件に関する研究で明らかにされている¹⁵⁹)。

n.159) “陪審員は生か死かの最終的な判断に近づくにつれて、被告人の刑罰への全面的または厳格な責任を否定する人はむしろ死刑を科す傾向がある。実際、決心がつかないまま (undecided) 終身刑よりも死刑に投票する傾向がある”ともいわれる。またある調査によれば、インタビューに応じた陪審員の42.9%は“犯罪が余りにも残虐非道であると認定すれば死刑を科すことが要求されている”と考えていたという。

陪審評議の情報開示は陪審の働きに関する研究者の調査研究に役立つ。研究者は陪審の欠点を調査し改革の提案ができるからである。しかし、陪審員の報道機関とのインタビューは陪審の機能の調査に関して研究者が獲得できる唯一のまたは最良の方法ではないことに留意すべきである。アリゾナ、カリフォルニア、ニュージャージー、およびニューヨークのような多くの州

は、陪審制度の種々の段階において予備的研究 (pilot studies) から質問表など種々の方法を用いて、陪審制度の欠点を学びその改良に向けての研究を続けている。

B 国民による評決の受入れ

1 評決への信頼性の構築

陪審員による評決後の情報開示は、国民が陪審の評決の正当性を確信し国民がそのすべてを受け入れることを促進するのに役立つ。国民は、少なくとも陪審員は彼らの判断を偏見や恣意に基づいて判断を下したのではないと結論できよう。その結果、国民は正当なものとして評決をより積極的に受け入れるであろうからである。

2 評決への疑念の高まり

陪審員はまた恐ろしい (awesome) 責任を負っている、彼らはしばしば評決という行為がいかに難しいか、そしてそれが彼らにどれほど多くの苦悩 (anguish) をもたしているかをコメントする。陪審員は彼らが果たすことを託された仕事は困難であり真剣に取り組んでいることを伝えることができる。しかし、判断の困難性を示すコメントは評決に関する疑問や疑念 (misgivings) を生ずることにもなる。

C 陪審員の責任

評決後の陪審員による国民への情報公開は、陪審員が裁判中により注意深くなり、彼らが評議中にするコメントにより責任をもつことにも役立つ。

D 陪審員の率直さ (略)

E 陪審員のプライバシー

第Ⅲ部でのインタビューが示しているように、陪審員は彼らの陪審体験を報道機関に公表しなければならないと感じる時がある。陪審員は必ずしも常に選択権があるとは考えていない、少なくともインタビューに応じた人の25%は報道機関を回避できないと考えている。この

数字は多分、過小評価であろう、報道機関についての描写が不正確であるからである。陪審員が報道機関から逃げるために連邦警察官 (marshal) の保護を求めたり警察官を呼んだり自宅から逃げたり国外に出かける事例なども報告されている。

このような報道機関による陪審員の追い回し (hounding) の結果、陪審員が彼らの義務を消極的 (negative) 経験として捉え、2度と陪審員となりたくないと思えることにもなりかねない。陪審員は普通の市民であり、何ら特別な訓練も専門的意見もないままに、仲間の市民を裁くという難しい仕事を果たすことを求められるのである。彼らはコミュニティから召喚され、再びそのコミュニティに戻って行く。評議中およびその後の秘密性保持 (confidentiality) は陪審員のプライバシーを保護する。陪審が評決を下した後、各陪審員は彼または彼女らの私生活を取り戻すことができるとすべきである。個々の陪審員のコメントや投票がその後に明らかにされた範囲で、かつての陪審員は陪審員としての役割を捨て去り (shedding) コミュニティに再び戻るのは難しいであろう。そのような情報開示によって、陪審員は、生と死の判断をする過程ですでに経験している以上の圧力、困惑等にさらされることになる。

感情的に消耗 (draining) したり長期間続いた事件は、陪審員にとって特別な問題を提示する。陪審員としての困難な義務を果たし通常の状態に戻ることを期待している陪審員は、突然、ジャーナリストに取り囲まれプライバシーを奪われてしまう。しかし、それ以外の陪審員は、とりわけ難しい事件で彼らの経験について語る必要がある、あるいは単に語りたと思うかもしれない。そして報道機関のインタビューはその出口 (outlet) を提供することになる。

たとえ報道機関に話さないと判断した陪審員がいたとしても、それにもかかわらず報道機関の忍耐 (perseverance) はなお続く、陪審員の中にも反対の結論に達する者もいるかもしれない。さらに報道機関に語る陪審員は自己が最も光の当たる機会として報道機関との取り交わし

(exchange) を利用するかもしれない。沈黙を守ることを約束していた陪審員であっても、時にはそのような約束は一時的な注目や名声 (fame) を求める誘惑に負けた陪審員によって破られるかもしれない。

おそらく最も極端なケースは、名声や富を得るために評議中の言動を明らかにする陪審員である。そのような陪審員は、市民としての私生活を取り戻す代わりに、かつての陪審員としての彼らの役割を利用して富を得よう (capitalize) とする。この場合の危険は、その陪審員は市民としての陪審の義務を名声や富の追求に代えるだけでなく、そのような富の期待 (prospect) によって他の陪審員と同様、陪審員としての役割時の態度を変えてしまうことにある。例えば、O.J. シンプソンの刑事陪審にかかわった何人かの陪審員は、その事件での陪審評議の終了がまだ視野に入っていなかったにもかかわらず、その段階で彼らの体験を本に書くことを計画していた。1人の陪審員の選んだ本の表題は、Ito 判事が繰り返して警告したにもかかわらず、彼女はすでに事件に関する見解を形成していたことを示していた。もしこれらの陪審員が陪審から除外されず、その行動がその後にはじめて明らかにされたのであれば、陪審の違法行為 (misconduct) に関する正当な主張とされていたことであろう。

報道機関はしつこく取材 (persistent) できるけれども、陪審員は情報を開示しないことを選択できる。陪審員の中には自己の名前を明らかにしたり他の陪審員の見解に関連する質問に答えることを拒否する者や、一切のインタビューに応じない者もいる。このような事例は、陪審員はインタビューをコントロールし何を公開すべきかについて裁量を行使できることを示している。

V 他の文脈からの教訓

他の決定機関 (decision-making bodies) の審議の開示を規制する規範やルールは小陪審に適用されうる教訓を提供する。これらの他の機関

のほとんどは、異なる方法でかつ異なった理由によるものであるけれども、判断が示された後であっても、その後の開示から彼らの審議を保護している。すなわち、合衆国最高裁は規範 (norms) によってその審議の秘密性 (confidentiality) を保障している、行政部門は特権の援用によって秘密性を確保できる。そして大陪審は、制定法によって裏付けられた連邦規則によって秘密性を維持することを求められている。

A 最高裁判所

最高裁はいくつかの点で陪審に似ている。その類似性は、裁判官は永久の組織体 (permanent body) を構成する専門家であるため不完全なそれであるが、最高裁判決には陪審のそれに似ている若干の側面がある。裁判官は開廷期間中 (during the Term) 226) 毎週の会議に出席し、求められている申請につき投票する。口頭弁論の期間中、裁判官はそれ以外の会議を開き、口頭弁論がなされた案件につき投票する。この会議は裁判官だけが出席し 227)、そして最高裁警備の警察官の1人が会議室の外に立っている、廷吏または書記官補 (bailiff or deputy clerk) が陪審員室の外に立っているのと同じである。陪審の評議の場合と同じように、それ以外には誰も評議室に入ったり裁判官の審議を立ち聞きすることは許されない。首席裁判官が会議を主宰する。これは陪審の陪審長と全く同じである。裁判官はテーブルを取り囲み着席する。案件をどのように決定するかにつきそれぞれの意見を述べる。彼らはテーブルを囲んで座り彼らの最初の案を示す 229)。彼らが示した理由や投じられた投票は暫定的 (tentative) であり、その後に変更できる。会議中に彼らが述べたことは裁判官だけが聞くことができる。もっとも、ロー・クラークは後に要旨 (summary) のみを示されることがある。事案に関する情報は厳重に保護される。裁判官も彼らのロー・クラークも係争中の事案に関し何人にも話さない。ロー・クラークには別の食堂が設けられているため報道機関や国民はロー・クラークの昼食時に事件に関する話を立ち聞き (overhear) することもない。

n.226) 夏期休暇の最後に夏の間に申し立てられたすべての上告受理に関し裁判官が投票をする会議が開かれる。この会議は他の会議と同様“秘密会 (secret session)”である、そして上告受理を認めるかに関する裁判官の判断は、彼らが自ら判断する際に投票するのと同様、“法を形成するうえで重要”である。重要であるというのは裁判官を選んだ事件がどのように最終的に決定されるかに影響しうからである。

n.227) この会議はワシントンの中では比類がないほどの長い秘密の歴史がある。知られている限り、開廷中は最高裁判官以外は何人も会議室に入ることは認められていない。秘書、ロー・クラーク、図書館専門職員 (librarian)、メッセンジャーも入ることは認められない。メッセージが届けられると最も最近に任命された陪席判事 (junior justice) が出口の所に行きそれを受け取る。

n.229) “会議の手続きは首席裁判官が協議事項 (agenda) の各項目につき理由付きの書面 (reasoned statement) を提示する。続いて各裁判官が先任順に簡単に見解を述べる。投票は逆の順序で行われる。しかし、Bob Woodward & Scott Armstrong, *The Brethren* 419 (1979) を見よ。(なお、翻訳として、ボブ・ウッドワード、スコット・アームストロング、中村保男訳『ブレザレン—アメリカ最高裁の男たち』(TBSブリタニカ—1981年)がある。) 正式の会議の手続きも Senior から Junior の順番で発言するが投票は逆に Junior から Senior の順序で行われる”……これは伝統であった。しかしこの儀式は早くから廃止された。

判決が言い渡された後でも裁判官もロー・クラークも裁判所の意見について報道機関に話さない。裁判所の意見はそれ自身で語られると考えられているからである。裁判官の当初の暫定的考えも明らかにされない。たとえ最高裁にファイルされた口頭弁論の最後の写し (transcript) においてであってもそうである。彼らが口頭弁論中に法律家 (弁護士と検察官) に質問すると

きでも裁判官はその名前を明らかにされることはない。裁判所はただ1つの組織体 (single body) として語るからである。それ故、裁判所からの質問を示している写しに現れているのは質問である。後日、伝記作家が裁判官やロー・クラークの意見についてインタビューし情報を収集しようとすることがある。彼らは連邦議会図書館等に収められている裁判官の論文を精査するかもしれない。しかし一般的には、事件が言い渡されてかなり経過した後でないとそれらは利用できない。余りにも早期に公表されることによって会議室での自由な討論が妨げられないようにするためである。

なぜ最高裁はその審議 (の秘密性) を守るのか、そしてなぜ報道機関へのその後の開示に反対する規範があるのか。1つの説明は、そのような慣行があれば率直な討論 (candor discussion) ができるという。第2の説明は、外部の圧力から裁判官を守るといふ。最高裁はその意見を介してのみ語るといふのである。第3の説明は、審議に関するコメントをしないことによって最高裁の神秘性 (mystique) が保持される。これは神秘性のための神秘性ではない、政治的操作 (political manipulation) を受けないといふ最高裁の希望とも関係する。そのことによって判決への国民の信頼感を促進することになる。241) 最高裁がその秘密性を保持する方法には、漆黒の長い法服を着て厚いカーテンの背後から法廷に入ることから法廷での儀式まで様々である。最高裁がその神秘性を保持しているため彼らは伝統的に政治の争い (fray) から離れた制度として見られているのである。

最高裁がコメントしない理由のいくつかは、陪審にも同様に適用される。両者はともに審議にかかわる、ともに政治的操作から自由であると見られる必要がある。陪審は素人から成り、そのグループの判断はコミュニティの常識と考えられているのである。

n.241) Linda Greenhouse, *Justice Guard Mystique*, N.Y. Times, May 27, 1993, A 1 (“裁判官の中には最高裁判所からその神秘性をなくす

ことは不可避免的にその権威と正当性の一部を奪うことになる」と考える人もあること”を指摘する。

B 行政特権

大衆 (populace) によって選ばれたにもかかわらず、秘密性 (confidentiality) が認められ開示が差し控えられる例外の下に避難できる政府部門がある。例えば、行政部門のメンバーには若干の情報を立法または司法の調査から秘匿するために行政特権の法理を行使できる。そのような法理の背後にある理由は、開示によって行政部内の憲法上の責任の履行を傷つけたり政府の独立部門としてのその機能に介入することになりかねない事例があるからという。これらの根底にあるのは、行政特権なしには行政メンバーは率直な議論ができないという考えである。最高裁は *United State v. Nixon*, 418 U.S. 683, 708, 713 (1974) において、行政部門の意思決定における秘密性の重要性を認めたが、指定書類携帯出廷命令召喚状 (subpoena duces tecum) に対する大統領の絶対的行政特権の主張を退けた。

情報が軍事的または外交の秘密に関する情報に該当するとき行政部門はこの特権を採用してきた。この特権の背後にある理由付けが陪審の評議にも適用されるというのであれば、陪審員は評決後にその評議内容を明らかにできないことになろう。

C 大陪審

大陪審員は、たとえ正式な大陪審起訴状が提出された後でも、大陪審の手続きや評議内容を開示することは禁止されている。この禁止は大陪審員を保護することを意図している、そのため彼らは彼らが召喚されたその仕事を果たすことができる。最高裁裁判官や行政部門のメンバーによる審議とは異なり、大陪審員の秘密性は連邦規則によって命じられており、連邦制定法によって強制できる。

この禁止は、しかし、証人には及ばないため、証人は大陪審の開廷期間後に彼らの証言を明らかにできる。大陪審の審理にかかわるすべての

書類は、大陪審の面前で生じた事柄の開示を妨げる必要がある限り、すべて封印して保管 (are kept under seal) される。大陪審がその捜査能力を果たしたか起訴状を提出するに至ったかにかかわらず秘密性は守られる。

大陪審には秘密の歴史がある。大陪審制度の秘密性を正当化するいくつかの政策的理由がある。秘密を保持する1つの理由は、大陪審員が彼らの意見や投票が後に開示されることになれば抱くであろう不安から彼らを解放することである。第2の理由は、秘密性保持があれば証人はより積極的に証言できるからである。第3の理由は、大陪審による情報開示は被疑者 (accused) が逃亡したり政府側証人との画策 (tamper) を認めることになるからである。そして最後に、秘密性は大陪審の面前に出頭したが最終的に起訴されなかった人の名誉を保護するためであるといわれている。

小陪審の評議は大陪審のそれと同じ方法で取り扱われるべきであるか？大陪審と小陪審には確かに若干の相違がある。例えば、連邦制度において、前者は16人から23人の陪審員から成り、後者は12人以下で6人未満にならない陪審員から成るが、それは事件が刑事か民事かによる。大陪審では起訴するのに全員一致は要求されていないが、他方、連邦の小陪審による刑事上の有罪判決は全員一致でなければならない。しかし、大陪審と小陪審の両者において、大陪審起訴または有罪判決のためには12人が必要とされる。大陪審員は裁判所によって任務を解かれる (discharged) までその任務を続けるが、その任期は公の利益として要求されない限り18か月を越えることはできない、ところが小陪審は1回の公判だけ努める。大陪審は検察側の主張 (prosecutor's case) だけを聞くので、相手方当事者の説明 (an adversarial presentation) の利益を受ける小陪審よりはるかに独立性に劣る (acts less independently)。さらに、検察側はその主張を密室の手続きで大陪審に提供する、一方、小陪審が着席する公判は報道機関および公衆にも同様に開かれている。(at 516-517.)

このような大陪審と小陪審との構造上の相違

は、しかしながら、一方において評議が公開から保護されるのに対し他方において評議はなぜ公開されないのかの説明にはならない。1つの説明は、大陪審の秘密性は不必要であり有害でもある、そのような大陪審の秘密性を小陪審の文脈に適用するのではなく廃止すべきである、大陪審の秘密性は検察側の濫用を招き告知されるべき情報について公衆を暗闇におくというのである。だが、彼らの意見や投票が暴露されうるという大陪審員の誤解を緩和 (assuaging) し、評議室での陪審員の率直な同意に基づいてのみ意見を促進するという政策目的は小陪審と大陪審の両者に適用されうると思われる。さらに小陪審も大陪審も政府と被告人の間の緩衝物 (buffer) として役立つことが意図されていた。大陪審は告発者と被告発者の間に立って (standing) ……告発が根拠に基づいたものであるかそれとも威嚇的な権力 (intimidating power) 等によって命じられたのものであるかを判断できるといわれてきた (281)。同様に小陪審は“熱心すぎる検察官や迎合的で偏見に満ちた風変わりな裁判官に対する重要な保護を提供する (extolled) とされてきた”のである。Duncan v. Louisiana, 391 U.S. 145, 156 (1968)。小陪審員は疑う余地 (qualms) なしにこのような保護者的役割を果たすべきであるというのであれば、大陪審員に提供される保護も同様に小陪審員に拡大されるべきである。(at 516-517.)

n.281) Robert M. Cover at al, procedure 793 (1988) (“大陪審によって起訴される権利 (a right to indictment) の背後にある理由は個人が重罪犯罪で起訴されうる前に政府が大陪審の満足する相当な理由を示すことができることを保障するために政府と被告人となる可能性のある者との間に市民のグループを介在させるという希望であった”)を見よ。もっとも、San Diego の連邦弁護人たちは“大陪審は当初の目的に忠実でなくなっている。現在の大陪審に関する普通の批判によれば、それは検察官の盲判 (rubber stamp) になっている”という。

VI 競合する憲法上の保護

陪審員の報道機関への情報開示は競合する憲法上の価値だけでなく競合するその保護にもかかわりがある。第1修正と第6修正の両者は報道機関への陪審の情報開示の問題に関係があり、焦点は必ずしも陪審ではない。文献においても両者はそのように論じられてきた。どちらの修正条項が陪審の情報開示を支配 (govern) しどちらの基本的ポリシーを優勢 (prevail) とすべきかにつき巡回区裁判所の見解は分れており最高裁は未だこの問題に言及していない (has yet to address)。私の意図は、競合的議論のいくつかをスケッチするにすぎない。私の興味は、1つの修正条項を他の修正条項の上に置くことよりも考えられうる解決策の中で両者をともに検討する必要性のあることを示すことにある。

A 第1修正の伝統

評決が下された後で陪審員の報道機関への情報開示を認める1つの理由は、このような情報開示がわれわれの第1修正の伝統に合致するからである。第1修正によって保護されている自由な言論をする権利は裁判所によって幅広く解釈されてきた、そのため言論に関する制約は嫌悪される (are viewed with disfavor)。自由な言論をする権利は絶対的ではなく、時、場所、および方法によって制約されてきたけれども、それにもかかわらずこの国における自由な言論の伝統はなお根深い。さらに陪審員が報道関係者に語るときにする種類の言論は、第1修正が保護を意図した言論にかかわる、それは自己統治 (self-government) のための必要物であると説明しうるからである。

さらに、仮に陪審員が評決後のインタビューで彼らの評議過程について話すことができないのであれば、そのとき彼らには彼らの判断の理由を説明するのに容易に利用できる手段がほとんどなくなる。陪審員は、裁判官とは異なり、彼らの評決に至った過程 (steps) を説明するために意見を述べる手段 (vehicles) を有していない。さらに、陪審員が評決に達した後で法廷

を去るとき彼らは陪審員としての役割を脱ぎ捨て (shed) 市民としての役割を取り戻す。この時点で彼らが彼らの以前の宣誓ないし役割によって拘束されると感じるかは疑問である。実際、さらなる説示がなければ、彼らは彼ら自ら全く自由に語ることができると信じるのである。

陪審員が第1修正の下で話す権利を主張できるのと全く同様に、報道機関は陪審員が話すことを選択したときに耳にしたことを第1修正の下で公にする (publish) 権利を主張することができる。裁判所は古くから報道機関が合法的に獲得した情報を発表することに関する制約について余り語らず (reticent)、極端な状況下においてのみ制約を課してきた (293)。しかし、そのときであっても公表を制約する強力な利益 (a compelling interest) があることを示す立証責任は公表の制約を求める当事者にある。とすると、一見して明らかに第1修正は陪審員の語る権利および報道機関が耳にしたことを公表する報道機関の権利を支持していることになろう。(at 519-520.)

n.293) 例えば、*New York Times Co. v. United States*, 403 U.S. 713, 714 (1971) (政府はベトナム戦争にかかわる文書の出版の事前規制を正当化するその重い責任を果たさなかったと結論する) を見よ。

B 第1修正に関する制約

しかし、なぜ第1修正が評決後のインタビューの文脈において排他的にコントロール (control exclusively) できないかにはいくつかの理由がある。陪審員の語る権利に関して陪審員を第1修正の分析の趣旨で (for purposes) どのように分類するのが不明確である。陪審員は、彼らの仕事に基づいてその言論が制約されうる他の政府職員と同じであるのか？ 公務員 (public employee) の言論は、国民の関心を伴う事柄であっても、職場の (規律を) 乱すと判断されると彼らの雇用者によって制約されうる。裁判所は、公務員の言論が制限しうるかを判断する際に、その公務員の言論が上司の権威

を傷つけたり同僚の調和をかき乱すか、あるいは忠誠と信頼が必要とされる親密な職場関係に好ましくない影響を与えるかを含め、種々の要素を比較考量しなければならない。明確な輝線ルール (bright-line rule) はない。つまり問題は“市民としての[公務員の]利益と国民の関心事にコメントするに当たり、被雇用者を介してそれを果たす公務員としての職務 (public service) の効能を促進する際における雇用者としての国家 (state) の利益との間のバランスに到達する”のである。

裁判官の言論もまた制限されうる。裁判官の行為に関する模範法典 (The Model Code of Judicial Conduct) は裁判官が現に係属中の事件について話すことを禁止しているだけでなく、彼らが事件を判断した後であっても彼らの言論を制限している。裁判官は時には判断が下されてから時間がかかり経過した後で事件についてコメントすることはある。そのようなことは稀であるため、批判の対象にはならないとしても、そのような事例は当然に注目される。公正の外観 (appearance of impartiality) を保持するために裁判官の言論は制限されていると考えられる。

陪審員は、裁判官とは異なり、1つの事件で務めを果たすにすぎないからいつまでも (overtime) 公正さの外観を保持する必要はないけれども、陪審員は、裁判官と同様、評決への国民の信頼の土台を削り取られることをすべきでない (should not be able to undermine)。評決への国民の信頼を維持することには“重要な政府の利益”がある、そしてこれが第1修正が是認しようとする利益である。逆説的にいえば、個々の陪審員の言論が制限されるとき第1修正は最も十分に実感されうることになろう。第1および第4部のDで指摘したように、評決後のインタビューで他の陪審員が報道機関に彼らの言うことを暴露できることを陪審員が知れば、評議中の陪審員の言論は冷え冷えとしたものとなりうる (may be chilled)。その後の情報開示が制限されるのであれば、陪審員は陪審員室において真に白熱した討論に従事できると感じるであ

ろう。第2、たとえ個々の陪審員の言論が制限されるとしても、陪審の言論は制限されない、そして実際、そのような制限によって多分強化されうる。陪審はその評決を介して語る、そして個々の陪審員が彼ら自身の個々の解説 (glosses) を陪審の宣告に付加できるのであれば、評決の声は余り明確でないことになる。

公開裁判のすべての側面にアクセスする報道機関の第1修正の権利の下での主張は、アクセスする伝統的な国民の権利以上には拡大されていない。陪審の評議は、少なくともそれらが進行中である間、伝統的にすべての人に閉ざされていた。問題は、評議が一たん終了した時点で評議をどのように考えるかである。伝統的に閉ざされてきた空間であっても一たん評議が終了するとそれは開かれるのか、報道機関によるアクセスの権利を支持する1つの政策的理由 (policy reason) は報道機関は“人々”のために (for "people") 語っているということである。しかし、陪審員もまた“人々”のために語っている、そうすると報道機関は陪審に対してその伝統的な番犬の機能を果たす必要が本当にあるのかが明らかでない。

C 第6修正の主張

陪審の報道機関への彼らの評議に関する情報開示は、陪審員と報道機関の第1修正の下での権利のみならず“公平な陪審” 310) による“公正な裁判”を受ける刑事被告人の第6修正の下での権利にもかかわりがある。

n.310) 第6修正は“公正な裁判”という言葉を用いず単に“迅速で公開の裁判”という言葉を用いているけれども、最高裁は第6修正を公正な裁判を保障するものと解釈してきた。例えば、*Duncan v. Louisiana*, 391 U.S. 145, 157-58 (1968) (“われわれの結論は、アメリカの各州において、連邦の司法制度と同様に、重大な犯罪に対する陪審裁判の一般的な認可 (grant) 保障は基本的権利であり、司法の誤り (miscarriage of justice) を防止し、そしてすべての被告人に公正な裁判を提供することを保障するため

に不可欠であるということである”) を見よ。

1 “公正な裁判”を受ける権利

刑事事件での被告人は、彼又は彼女には“公正な裁判”を受ける権利があること、そして陪審員がその後に評決後のインタビューにおいて、仲間の陪審員の見解と同様に、彼らの見解を明らかにすることができるとき、裁判の公正が損なわれる (compromised) と主張することができる。先に示したように、陪審員の中には彼らの個々のコメントが被告人および国民一般に情報の開示がなされうることを知ることによっておびえるような人もいるからである。では、彼らがおびえたり圧力を感じたり、それ故、評議室において他の陪審員と激しく渡り合う (stand up) ことができないのであれば、どのような意味において、被告人に公正な裁判を提供できるのか？

2 “陪審による裁判”を受ける権利

第6修正はまた“公平な陪審”を規定している、そして刑事事件での被告人は、評決後の陪審員のインタビューは第6修正での“陪審”という言葉の意味の土台を削り取る (undermine) と主張することができる。陪審は自由な評議に参加すると考えられている組織体 (body) 317) である。評議過程の最後に陪審は1つの声で述べた評決を下す。その後に陪審員に彼らの個々の疑問等を報道機関や国民に開示するのを認めるのは“陪審”の意味の土台を削り取ることになる。最高裁が多数意見または相対的多数意見の執筆者を裁判所の意見を言い渡した人として描写するのと丁度同じく、陪審は1つの組織体の評決を言い渡す。陪審員は国 (state) の認可 (imprimatur) を得ている集会的な努力 (collective endeavor) にかかわっている。彼らはそれぞれの意見を表明する単なる12人の私的な市民でない、むしろ彼らはその背後に国 (state) の力を有する政府の機能を果たす12人である。後になって個々の陪審員に集团的判断を疑問とさせたりそれを認めないと言わせるのは陪審の観念そのものを打ち破る (frustrate) ことである。

n.317) 陪審員の数はさまざまである。例えば、*Ballew v. Georgia*, 435 U.S. 223, 229 (1978) (コモン・ローの陪審は歴史的偶然 (historical accident) によって12人の陪審員から成ると指摘する) を見よ。連邦裁判所における刑事事件での陪審は通常12人の陪審員から成る。民事事件での陪審員の数は固定されていないが6人を下ることはできない。最高裁は、州の刑事陪審公判において5人の陪審員は第6修正および第14修正によって保障されている被告人の陪審裁判を受ける権利に違反すると判示している、*Ballew*, 435 U.S., at 223 を見よ。しかし、6人制の陪審は合憲である。*Williams v. Florida*, 399 U.S. 78, 86 (1970) を見よ。

3 “公平な” 陪審裁判を受ける権利

最後に、刑事事件での被告人は評決後のインタビューは陪審員の“公平”を要求する第6修正の命令と矛盾すると主張することができる。この言葉を定義するのは困難であり種々の意味が考えられるけれども、公平な陪審員に関する1つの理解によれば、事件について固定した意見を有していない陪審員は不公平とはいえない。換言すると、公平な陪審員は事件について最初に偏見を抱いていない (not prejudiced)、すなわち、むしろ彼女は公判で確証された証拠に基づいてどちらにも (either way) 投票できると考えて事件に接する人である。もし陪審員が彼らの思想や考えが後に他の陪審員によって暴露されうることを知れば、そのとき彼らはコミュニティでの彼らの安全やその立場 (standing) に焦点を合わせる。彼らは、法廷で生じた (transpired) ことよりも彼らの見解がコミュニティでどのような役割を果たすか (play out) の方をより重視することになる。そのような陪審員は一部分 (partial) として描写できる。そのような陪審員はもはや第6修正によって要求されている“公平な”陪審員ではない。

VII 解決策 (Possible Solutions)

有罪判決後のインタビューの問題点の解決策

を提示するに当たり比較考慮が必要とされる競合する価値および憲法上の保護がある。いかなる解決策であっても、第1修正の下での陪審員や報道機関の権利を制約しつつ第6修正の下での被告人の権利を考慮しなければならない。第1修正および第6修正は特定の行動をすることを命じていないけれども、それは達成されうるポリシーへの若干の制約を提供している。このような限界 (parameters) 内において利用可能な一連の解決策があるかは、どの価値を選択して強調するかにかかっている、これらの体制 (regimes) の各制度の下で陪審制度はどのように機能 (work) するかを描写 (envisage) することは有益であろう。

A 現状維持

1つの可能性は、そして間違いなく最も容易な可能性は、現状 (status quo) を維持することである。現行制度の下で陪審員の評決後の報道機関によるインタビューを制限する連邦又は州のルールはない。陪審員は報道機関に話すかどうかを彼ら自身で判断できる。その判断は個々の陪審員に委ねられており、陪審員は種々の要素に基づいて判断できる。陪審員の応答や裁判所の実務には画一性 (uniformity) はない。報道機関に語る陪審員もおればそうしない陪審員もいる。プライバシーを希望する陪審員もおれば希望しない陪審員もいる。裁判官の中には情報開示をしないように勧告する者もいるがそうでない裁判官もいる。要するに、現在の実務は自由放任 (laissez faire) のそれである、すなわち裁判所および陪審員は自由に選択できるのである。現状維持は確かに陪審員および報道機関の第1修正の権利に合致するけれども、それが被告人の第6修正の権利に合致するかは議論になりうる (subject to debate) のである。

B 情報開示の制度化

他の選択肢は、評決後の報道機関によるインタビューの必要性を減少または除去するために陪審員による国民への情報開示を組織的にすることである。

1 評議の公開

情報公開の利点 (benefits) を制度的に達成するための根本的改革の1つの方法は、公開して (in public) 陪審員に評議させることであろう。そのような制度において陪審員は評議するために陪審員室に入るであろうが、彼らの評議はカメラで記録され国民 (public) によって観察される。このような方法は陪審員やジャーナリストの記憶によって生じる歪み (distortions) を回避するという利点がある。陪審員が陪審室で述べたと陪審員が信じていたことに関して報道機関に報告させるのではないので国民は直接 (firsthand) 何が生じていたかを見ることができる (330)。このような生の取材に向かう傾向 (forward live coverage) は法廷から議会など様々な文脈下に一般化している。

これは彼らの評議は秘密 (confidential) であると考えていたにもかかわらず後に必ずしもそうではなかったことに陪審員が気付く場合よりも、彼らが陪審室で述べたり話したりしたことが国民に報道されるであろうことを陪審員にも知らせるという利点を提供することになる。さらに、この提案は国民の教育および責任の価値を促進することになる。

n.330) 47の州は法廷へのカメラの持ち込みを認めており、そのうちの35の州は刑事裁判の録画 (filming) を認めている。連邦裁判所は法廷でのカメラ (利用) を経験したけれども合同司法委員会 (Judicial Conference) はそのような実務に反対している、しかしながら若干の連邦判事は若干の民事裁判を放映する法廷のテレビを認めた。

このような提案は極端にすぎると思われるかもしれないが、それが提案されかつ少なくとも若干の形式で試みられた実例がある。例えば、ある評釈者は裁判で証言する専門家証人に類似の提案をしていた。彼は裁判官と陪審の面前での評議で専門家証人が見解の対立点を調和 (reconciliation) させることを提案していたのである。

陪審員もまたカメラの前で彼らの評議を再現 (recreated) していた、連邦裁判所での少なくとも1つの事例、United States v. Rees, 193 F Supp. 864 (D. Md. 1961) において陪審員になった人たちがテレビの視聴者 (audience) のために評議を再現するテレビ番組のプロデューサーによって質問されていた。陪審員長を含め、陪審員の9人は、1時間費やして同事件を討議し、証拠につきコメントし、被告人の有罪または無罪を明らかにした (355)。

n.355) 同放映を認めたことでテレビ局の代理弁護士 (attorney) に対し法廷侮辱 (contempt) に問うことはできないと裁判所は考えていたけれども、それにもかかわらず、今後そのような試みに他の人を参加させてはならないと裁判所は警告した。“そのような報道が公共の利益に反することは明らかであり繰り返されてはならない” というのである。この問題は、同局の代理弁護士に対し懲戒手続きが開始されるべきかを判断するために州弁護士会に付託された (referred)。

より最近の事例でイギリスのテレビ局が5つの異なった裁判で実際の陪審が見たすべてのことを耳にしかつ見た2つの“影の (shadow)” 陪審を利用したことがある。影の陪審は彼らが評議に参加している間録画され、これらの評議はテレビで放映された。興味深いことには、影の陪審は5つの裁判のうち4件で実際の陪審と同一の評決に達していた。なお、5つ目の事件で実際の陪審は有罪としたが、影の陪審は同意に達しなかった。

実際の連邦陪審の評議の録音は1954年5月に行われた、Prof. Harry Kalven, Jr.を長とするシカゴ大学の研究グループが陪審評議の研究を始めたときのことである (339)。

n.339) 陪審プロジェクトは1952年9月1日に始まった。シカゴ大学ロースクールがフォード財団から40万ドル (後に100万ドル追加) を得てその一部は陪審研究チームによって用いら

れた。研究グループは研究の一環としてカンザス州Wichitaにある合衆国地方裁判所での6件の民事事件について陪審評議の録音を求めて許可された。研究グループは陪審員の同意を得ていなかったけれども、両当事者の弁護人と同事件にかかわりのある合衆国検事補の同意のほか連邦地裁判事と第10巡回区首席裁判官の同意を得ていた。研究チームは個々の陪審員の身許確認となるものをすべて除去することに留意しつつ第10巡回区司法会議に出席する裁判官や法律家に録音の短縮版を上演した。

このことが伝わると抗議が相次いだ、1955年10月12、13の両日、Eastland上院議員（民主党、ミズーリ州）とJenner上院議員（共和党、インディアナ州）は陪審盗聴（bugging）の問題を検討するために上院司法小委員会の前で2日間の聴聞会（hearings）を開催した。Eastland上院議員は、同小委員会に召喚されていたKalven教授に議会が何らかの立法を制定した後ではこのような盗聴はできなくなることを保障すると告げた。この聴聞会は“このような陪審室の聖域（sanctity）違反”を非難し“陪審に関する”盗聴（eaves dropping）に対し“厳しい処罰”を定める法を約束する両上院議員の声明文で終了した。下院司法委員会委員長であるEmanuel Celler（民主党、N.Y.）下院議員は陪審手続の盗聴（tapping）を認めた連邦判事の弾劾を提案した。司法長官Herbert Brownell Jr.は彼の同意なしに行われたこの種の実験を強く非難し、“われわれ司法省はその意図いかにかわらず陪審の評議に関する録音または盗聴を断固（unequivocally）反対する”との声明文を發表した。司法省はこのような陪審室への侵入を防止する法案を議会に提出すると述べた。

上下両院において数本の議案が提出された後で成立したのが新しい制定法であった。合衆国法典1508編は評議中または投票中の大陪審または小陪審を故意に記録し、耳を傾けまたは観察することを違法とし、その違反に対し1000ドルを越えない罰金または1年を越えない投獄（prison term）または両者が併科される。この

立法はシカゴ大学の陪審調査プロジェクトに対応して提出されたもので、“合衆国裁判所での大陪審または小陪審のプライバシーを保護し確保すること”を目的としていた。下院での法案提出のスポンサーの1人であったKeating議員（共和党、N.Y.）は、その目的は“陪審員が彼らの述べたことは陪審室の壁を越えて漏れることはないことを確信し安心できること”であったと説明した。彼は“陪審室の神聖なプライバシーを保持するために”法案の成立を求めた。

より最近の州裁判所の実例では、実際の陪審の評議が裁判官および両当事者の同意を得て、そして陪審員がそのことを知った上で撮影された。Frontline ; Inside the Jury Room（WGBHテレビ1986年4月8日放映）。公共テレビ局WGBHは、Leroy Reedの事件を撮影する許可を得た。限定的知能しかなく第2級程度の読解力しかないReedは重罪の前科があり銃の不法所持で起訴されていた。彼は雑誌で広告されているのを見て刑事になることができると考えて銃を購入していた。実際の陪審の評議はおよそ2時間半続けられたが、1時間に短縮されて1986年4月8日にテレビで放映された³⁵⁶。テレビ放映によると陪審員たちは、制定法に曖昧な部分があるかどうかの問題に苦闘しつつ、注意深くかつ真剣に審議していた。

n.356) より最近の事例でメイン州の裁判所（highest court）は民事事件で陪審室にカメラを入れ評議を録音（record）することをCBSに認めた。もっとも、CBSは事件を録音する前に陪審員、両当事者、および法律家（lawyers）の許可を得なければならなかった。CBSは1997年4月16日、アリゾナ州の裁判所で撮影され編集された評議を放映した。Enter the Jury Room（CBSテレビ1997年4月16日放映）を見よ。

むろん、陪審の評議の公開を実施するにはとくに連邦裁判所ではいくつかの重大な障害がある。第1、前述のように、18 U.S.C. §1508は連邦裁判所での陪審評議の録音を禁止している。第

2、陪審員が彼らの評議が観察されることを知っていれば陪審員は率直に話すかの問題が生じうる。最高裁から行政部門や大陪審に至る他の政府機関の審議が国民の観察（view）から保護されているのは率直な議論を引き出すために必要であるという秘密性の理論に基づいていた。第3、陪審員の役割が極めて厄介（burdensome）になるため、より多くの市民が現在以上に陪審の義務の回避を求めることにもなりかねないという問題がある。そして最後に、この提案は確かに第1修正の要求を満たしうるであろうが、第6修正の下での異議にさらされることにもなる。陪審評議の秘密性（privacy）は古くから刑事被告人に提供される保護の基盤（bedrock）とみなされてきたからである。（at 532.）

2 陪審の意見の書面化

陪審の理由付けの過程を明らかにするもう1つの方法は、裁判官がするのと全く同じように、陪審に意見を書かせることである。しかし、陪審が果たすと考えられている機能は事実認定に限られている。この点で陪審の意見は、裁判官による裁判（bench trial）の後での裁判官の意見に類似するだろう。書面化の過程それ自体が陪審の思考を構築しその分析を改善する。陪審はより正確で（methodical）注意深い事実認定を行うことになる。そのような過程は陪審からそのブラックボックスのイメージを拭い去り、そのことによって非合理で説明のつかない判断をしているとして陪審を批判する人たちを満足させることになる。陪審の意見を書面化するもう1つの利点は、裁判官による意見の書面化と同じく、すべての人がそれを読み研究するためにその意見を利用できることである。報道機関はその経験を国民に伝達しその意見が述べていることを説明しようとする。しかし、（陪審の書面化された）意見はこのような伝達を不要とし、国民が陪審の意見を自ら研究することを認めることになる。陪審はインタビューと異なり、陪審の意見を自らコントロールし、インタビューよりも正確かつ十分にその理由を説明できることになる。陪審はまた、ジャーナリストが選

んだ若干の引用句ではなくその全ての内容が国民に利用されることを確信するだろう。この提案は、第4部で述べた国民教育、評決の国民の受入れ、および陪審の責任のような諸価値の多くを他の価値を犠牲にすることなしに促進するだろう。

しかし、実際問題として、この提案には種々の困難がある。1つの困難は陪審の規模にある。連邦裁判所における刑事事件での陪審は一般に12人の陪審員から成る。連邦裁判所における民事事件では陪審をより小さな規模にすることができる、さらに過去において時間や費用を減らすために陪審の規模を削減する動きがあったけれども、陪審の意見を書面化する仕事をするにはなお大きすぎる。陪審員に評決に同意させるのは難しい、ましてやいかに短いものであるにせよ、陪審の意見をどのように構成しそれを書面にすることにおいておや。連邦巡回区の裁判官は3人から成り、全裁判官関与（en banc）の事案ではさらに多い。最高裁は9人の裁判官から成る。しかし、陪審の意見を書面化するのは裁判官の意見を書面化するよりはるかに難しい。裁判官には陪審員には利用できない多くの利点がある。彼らは専門家として法の訓練を受けて書面化の技術にも秀でている。彼らにはその意見を書面化するのに必要な十分な時間とプライベートがある。図書館、ロークラークや秘書など自由に利用できる多くの資源がある。最後に、1人の裁判官だけが実際に意見を書く仕事を割り当てられる。他の裁判官はその裁判官が書いたことに加わる判断をするか、それとも別個の意見を書くかが求められるにすぎない。陪審の意見の書面化は、精々のところ、裁判官の意見がそうであるのと同じく、第1修正および第6修正によって課せられた制約を満たすだけである。

3 特別評決の拡大

情報公開をより制度的に実現するもう1つの方法は、評決後のインタビューに代えて拡大された特別評決（extended special verdict）を報道機関に解放することだろう。現在、連邦判事は

民事事件で特別評決方式 (special verdict form) を利用できる、この方式によると、裁判官は陪審に一連の質問をする、そして陪審は書面による短い回答でそれに答える。連邦判事は民事事件において質問 (interrogations) に答えることを必要とする一般評決 (general verdict) を用いることもできる、それによると、陪審は評決を下し、かつ裁判官によって提示された質問に対し書面によって回答することが必要とされている。両者が一致すると判決が言い渡される、両者が一致しないときには、判決は言い渡されずさらに審議が続けられるか新公判が命令される。もし連邦判事が拡大された特別評決ないし質問を伴う一般評決をより頻繁に用いて裁判官によって提示された一連の質問によって陪審の理由付けが各段階で注意深く正確になされている (delineated) ことを確認できるのであれば、そのような形式は評決後のインタビュー中の陪審員の記憶 (recollections) よりも陪審員の理由付けの過程へのより正確な洞察 (insight) を国民に提供することになろう。もちろん、報道機関は、たとえ拡大された形式によるものであるにせよ、評決後のインタビューに代わるものではない (poor substitute) として異議を唱え、情報が他の方法を介して提供されるかどうかにかかわらず、第1修正はインタビューを認めていると主張することになろう。

詳細な特別評決のその他の問題点は、そして裁判官がそれを現在以上にしばしば用いることをためらう理由は、それは陪審領域への外からの侵入とみられうるからである。陪審員は、通常、その評議をどのようにするにせよ、彼らが適切 (fit) と考える方法で彼らは評議を自由に構築できる、そして裁判所はそれに忠告したり割り込む (intrude) ことをためらう。陪審の理由付け過程を構築しようとする詳細な特別評決は、陪審から裁判所に不可避免的に (ineluctably) コントロールを移行することになり、そのことによって裁判官と陪審との適切なバランスを害するものとみなされうるのである。

これ以外の問題点は、特別評決と一般評決に加えての質問 (plus interrogatories) は民事事件

で用いられているが、刑事手続きでは同種のもがないということである。刑事事件での被告人は、そのような形式は第6修正に違反すると主張できることになる。この主張は、陪審が陪審による法の無視 (jury nullification) に参加することを選ぶときに最も問題となる (most compelling)。そのような事案での特別評決や質問を伴う一般評決は法に反して (法を無視して) 事件を判断できる陪審の力に介入できることになる。たとえ陪審がそのことに関して説示されていなかったとしても、陪審に帰属するものとして古くから認められてきたこの権限 (time-honored power) は、裁判官によって与えられた法を無視して被告人を無罪放免できることを陪審に認めているからである。

4 評決後の裁判所によるインタビュー

陪審評議の公開をより制度的に達成する他の方法は、評決後のインタビューを裁判所自身にさせることである。報道機関ではなく裁判所にそのようなインタビューをさせることにはいくつかの長所がある。1つの長所は、そのようなインタビューをすることが裁判所の責任になれば、インタビューはすべての事案で発生する。それ故、裁判所は陪審および陪審がどのように説明するかに関する情報の宝庫 (repository) となる。そのような情報は研究者だけでなく裁判所にも役立つ。裁判官は、長年にわたり組織的に収集したデータに基づいて陪審手続きの変更を提案できるからである。この仕事を裁判官に委ねるもう1つの長所は、少なくとも連邦裁判所において裁判官は陪審員選任手続き (voir dire) 中に陪審員候補者に対し彼らの陪審員としての適格性を判断するために一般的な質問をする。裁判官はしばしば素早い選任手続きをするが、それは陪審コンサルタントが陪審員の個人情報暴露させるために弁護人に勧める終わりのない (open ended) 質問を避けるためであることはよく知られている。裁判官は彼らが余りにも押しつけがましい (intensive) と考える質問をするのは勧められない (uncomfortable) と考えるかもしれないけれども、詳しい (clos-

ing) インタビューをさせる長所は、陪審員が終局感 (sense of closure) を抱くことである、すなわち、公判手続きは裁判官の質問で始まりそして終る。さらに裁判官はこの仕事に彼らの立場の権威 (dignity) を与える、それ故、陪審員は報道機関によって追いかけ回されている (hounded) と考えるようなインタビューを避けることができる。裁判官が評決後にインタビューをすることを知っている陪審は、より責任を感じてより注意深く評議をすることになろう。これらのインタビューから得られた情報は陪審の仕事に関する国民の教育にも役立つであろう。最後に、報道機関ではなく裁判官にインタビューをさせることは、新聞の販売促進に向けた極端な報道姿勢よりも、複雑な判断機関の理解 (understanding a complex decision-making body) に向けた陪審に関する種々のニュアンスに富んだ表現の方向に報道機関を導くことになる。

このような提案に対する抵抗は裁判官と報道機関の両方からくるであろう。裁判官はすでに多くの未処理事件 (backlogged docket) を抱えており、さらに仕事が増えることに慎重になろう。裁判官の中には陪審がどのように評決に至ったかを知りたくないし、そのような情報は知らないままにしておく方がよいと考える人もいる。報道機関はこのような裁判官によるインタビューは彼らのインタビューに代りうるものではないと主張するであろう。彼らのするインタビューの方がより徹底的 (probing) と考えるからである。報道機関はまた、かつての陪審員にアクセスする第1修正の権利を主張するであろう。報道機関は、終身制 (lifetime tenure) によって身分を保証され選挙で選ばれたことのない政府の官吏である連邦裁判官にその権限を委ねることに抵抗するであろう。

5 裁判官による個別質問の拡大

裁判所によって行われるインタビューの変種は裁判所による陪審員の個別質問 (polling) を拡大することであろう。現在は一般に、陪審が評決に達し陪審員長がそれを廷吏に渡した後で

陪審員が再び入廷し、そしてその評決が公開の法廷で宣告される。この時点で裁判官が各陪審員に対し、この評決は彼または彼女の投票を示しているかどうかを各陪審員に個別に尋ねることが度々ある。この個別質問は、しかし、より拡大した形式でなされることがある、この形式によると、裁判官は各陪審員に対し評決は彼らが同意したそれであることを確かめるために公開の法廷で質問する。裁判官は、例えば、あなたの判断は法廷で認められた証拠および私があなた方に与えた説示以外の何らかの方法であなたの判断に影響しましたか?などの質問をすることができる。

この拡大された個別質問には、先に述べた裁判官による陪審員への質問の利点に加えて、いくつもの利点がある。その1つは公開の法廷でなされていることである。そのような個別質問の他の利点は、それは陪審員に個別的に答えることを認めているがそれでも彼らは陪審員の一部である。さらにそれは陪審員に評決に満足しているかを自らに尋ねる再度の機会を与えている、もし彼らが満足しなければ、そのとき裁判所はさらなる評議を要求するなどの行動をとることができる。最後に、この個別質問にはあまり抵抗がない。それらはすでに存在する手続きに基づいているからである。

もっとも、このように拡大された個別質問にも欠点がないわけではない。その1つは、このように拡大された裁判官と陪審員との間の会話であってもそれほど徹底的なものではない。裁判官は陪審の機能 (working) の領域に踏み込むのをためらうからである。さらにたとえ裁判官が質問に熱心であるとしても、陪審員は私的に (private) 質問されたときよりも公開で質問されるときの方が彼らの個人的見解を認めることは少ない、このことはグループの陪審選定手続き (group voir dire) で証明されている。最後に、報道機関は拡大された個別質問を自らが行うインタビューに代わりうるものと認めそうにない、報道機関は第1修正の下でそのような権利があると信じているからである。

C 情報開示の禁止：イギリス方式

以上以外の極端な (extreme) 方法として、合衆国は、陪審員の報道機関への情報開示および陪審評議に関する報道機関の公表の両者を禁止するイギリス方式に従うことができる。イギリスではいずれの禁止に違反しても法廷侮辱罪で処罰されうる。

イギリス議会が1981年裁判所侮辱法第8条を成立させたとき、それを動機付けたのはいくつかの関心事であった。それはJeremy Thorpe裁判³⁸⁶⁾での陪審評議をあるジャーナリストに暴露した1人の陪審員の行動に対応したものであった、このジャーナリストはThorpe's Trial : How the Jury Saw itと題する新聞記事の中にこのインタビューを組み入れていた (incorporated)。裁判所は、“陪審の秘密遵守の慣例への尊重を明白に傷つけ、情報開示 (disclosure) の頻度および程度がエスカレートする危険のあること”を遺憾としたが、それにもかかわらず、かかる行為は当時の法の下での法廷侮辱罪に該当しないと判示した。イギリス議会は陪審室の秘密性を保持する法を制定することが重要 (paramount) と考えた。“陪審員が何ものにも一切妨げられず何ものにも一切拘束されずに自由な議論”に参加できることが陪審による裁判を含む、司法制度の適切な運用に不可欠である、そのために秘密は必要であると考えたのである。議会は“陪審室の神聖は、投票箱や告解聴聞席 (confessional) のように、不可侵 (inviolable) でなければならない”という見解を採用した。さらに“陪審席で生じたこと、あるいは陪審員がどのように判断したかを誰に対しても話すことを陪審員に禁止する背後にある理由は、秘密の投票箱の背後にある理由と少し似ている、すなわち、それは賄賂の授受 (bribery) や恐喝 (blackmail) を防止する”というのである。他の関心事は陪審制度への社会の信頼を傷つけることにもなりかねない調査 (inquiries) から陪審を保護することであった。同法は、また特定の事案での陪審の評議に関する煽情的報道を回避し、そして外部からの嫌がらせ (harassment) から陪審員を保護することを意図していた。最

後に、第8条は陪審の評決の終局性 (finality) を保護すると考えられた。陪審が何らかの誤り (misconduct) を含めて彼らの評議を明らかにすることができないのであれば、評決を妨害する可能性はごく僅かなもの (quite remote) となるというのである。

n.386) 同法の触媒 (catalyst) として役立った裁判は、殺人のコンスピラシーの起訴に関する1979年のJeremy Thorpeの裁判だった。前自由党の指導者で議会の1員であったThorpeは、同人の愛人であったとされるかつての男性モデルNorman Scott殺害のコンスピラシーで無罪放免された、同コンスピラシーに参加していたとされる他の3人、David Holmes, John Le MeSurier, およびGeorge Deakinも無罪釈放された。

この国において類似の立法によって陪審の情報開示を規定するのに主要な妨げとなるのは第1修正である。イギリス議会は、陪審室でのいかなる評議の公表をも違法とする法を制定した。イギリスの制定法は陪審員および報道機関 (press) の言論を厳しく制限する。イギリス議会は司法の運営と言論の自由との適切なバランスを取る際に後者を犠牲にして前者に大きく傾いたのである。イギリス議会は、第1修正を有していないが陪審室の神聖を重視するイギリスの司法制度のために適切なバランスをとったのかもしれない。しかし、そのような法はここ (アメリカ) では適切なバランスをとることになるとは考えられないであろう (seems unlikely)。

さらなるつまずきの石 (stumbling block) がある。イギリスは、たとえ研究目的のためであれ、制定法は例外を一切認めていない。イギリスの刑事司法に関する王立委員会が、他のイギリスの評釈者と同様、法は余りにも広汎であることを認め、研究目的のための例外を含めるべきであるとした後でも、その変化は遅々 (slow) としている。第8条の批判者が指摘したように、陪審員室の聖域を維持しつつ、それでいて陪審員は特定の事件について個々に質問されない、あるいは質問の結果は……大衆紙 (popular

press)に掲載されない……などの限定をして研究を認めるべきである。

D 妥協点の探求

1 非公開の宣誓

イギリスによってとられた極端な方法を採用しなくとも陪審の報道機関への情報開示を削減するいくつかの方法がある。裁判所は、大陪審員に要求されているように、陪審員に評議内容を開示しない宣誓をすることを要求できる、あるいは数か月あるいは数年など一定の期間が経過するまで評議内容を開示しない宣誓をすることを要求できる。このようなアプローチにはいくつかの利点がある。まず最初に、小陪審は職務を果たすときにすでに宣誓している。この宣誓は、大陪審員によってなされる宣誓とは異なり、評決が下された後でも評議に関し彼らが秘密を保持することを要求していない。しかし、小陪審員は、大陪審員と同様に、少なくとも評決後の一定期間、陪審の評議の秘密性を守ることを宣誓できないとする理由はない。

このような宣誓に関して重要なことは、陪審員に評議はなお秘密であるべきことを告げつつ彼または彼女が宣誓を守ったという挙証責任(onus)を各陪審員に課していることである。たとえ宣誓違反が法廷侮辱によって罰せられないとしても、陪審はその宣誓を守るであろう。逸話的な証拠(anecdotal evidence)によれば、陪審は自己の役割を真面目に考え彼らの責任を果たしている。その役割の1つが評議の秘密性を守ることであれば、彼らは恐らく(likely)同様にその仕事を果たすのである。

このような宣誓に関する第1修正の関心事に取り組む1つの方法は、陪審が評議の秘密を守ると宣誓するその期間を限定することであろう。裁判所は、時、方法、場所によって言論は制限されることを認めてきた、そしてこれ(今回の提案)は単に期間を制限するにすぎない。裁判所は陪審員に沈黙を課すことによって言論が一定期間制約されることをすでに認めている、すなわち、陪審員は公判を通じて相互に又はそれ以外の人とその事件について議論するこ

とを認められていない。彼らは単に陪審員室の内部においてかつ他に誰も出席していないとき裁判について議論することが認められているにすぎない。さらに、ある裁判所は裁判が終わったあと1週間、その裁判について沈黙することを陪審員に勧告した(counseled)。情報開示が一定期間禁止されるとするこのアプローチは、最高裁裁判官の書類からWatergate関連の書類に至る他の政府の領域において容易に実践されてきた。さらに最高裁は、政府の管理下にある情報へのアクセスを制限する方がそのような情報を開示しその後その正確な報道をしたことを理由に報道機関を処罰することよりも望ましいことを示唆している。宣誓の利点は、それが国民の教育、陪審の責任、および国民による評決の受入れのような価値を犠牲にすることなしに、陪審員の率直、プライヴァシーおよび陪審の独立性のような価値を促進することにある。

2 非公開の説示

上記の宣誓に裁判官からの説示が伴うこともありうるし、裁判官が陪審員に宣誓を求めることなしに陪審の評議の秘密の必要性に関して説示するにとどまることもありうる。前者は大陪審の慣行と一致し、後者は宣誓ほど効果的ではないとしてもそれほど押しつけがましくない(less intrusive)であろう。

公判の終了時に、評決は下されたが裁判官が陪審にその職務に礼を述べて陪審員としての職務から解放する前に、陪審員室で生じた評議を明らかにしないよう裁判官は陪審員に説示できる。この説示は裁判官が評議の秘密を守る責任に関し大陪審員に与える説示に類似している。裁判官は権威ある人物(a figure of authority)であり、陪審員はその権威を尊敬しているのでこの説示は守られるであろうが、彼らがそうしない機会は常にある。一たん陪審員が解散させられると彼らはもはや陪審員でなくなる、つまり彼らは個人としての一市民にすぎない。裁判所は、その伝統的な権限以外に裁判手続きが終了した後で陪審に説示を守らせることを確保するのにどのような権限を有しているかは明らかで

ない。

もし陪審員が宣誓をして、次にその宣誓を守ることについて説示されるのであれば、宣誓または説示だけが行われるときよりも説示および宣誓に拘束されると陪審員を感じる機会はより大きい。説示に結びついた宣誓は説示により生じたそれと類似する実際上の困難性をもたらす。しかし、宣誓と説示の結びつきは、説示だけの場合とは異なり、法廷侮辱の告発（charge）を介して実行される（enforcement）可能性がある。このような方法で手続きを進めることに裁判所にためらいがあることは認められるが、そのような告発のおそれ（threat）は陪審員の側に相当な行動を促すのに十分である。

3 自己自身のコメント許可

第3の代替的方法は、報道機関に話すかどうかは彼らの個々の判断によると裁判所が陪審員に告げた上で、もし彼らがそのようにすることを選択すれば、彼ら自身の見解と投票に限定され仲間の陪審員の判断や投票を明らかにできないと告げることである。このような説示の長所は適切な行動に関する指針を陪審員に与える点にある。それゆえ、陪審員は、彼ら自身が選択するのでない限り、彼らが陪審室で述べることは秘密であることを確信できる。

もっとも、このような妥協案にも欠点がないわけではない。1つの問題は、黙秘をしたいと考えている者が彼らが語ったことやどのように投票したかを報道機関が明らかにすることでなお悩まされる（harassed）と感ずることである。他の困難な点は、沈黙を守りたいと考えている陪審員がより率直な陪審員がした不正確な供述ないし誤った印象を匡すため話さざるを得ないと考えることである。さらに、陪審員による評議の再現は、たとえそれが自己自身が述べたことに限定されているにしても、もし彼らの見解が評決の否定を含むのであれば、そのような開示は国民の評決への信頼性の土台を削り取ることになる。

4 公表を認めた陪審員の身元秘匿

限定的な情報開示に関するもう1つの変種は、他の陪審員が述べたことは公表できるがその身許は公表できないと裁判官が陪審に説示することである。このようなアプローチの主要な長所は、情報機関に語ることを選択しない陪審が抱える悩みを最小にしつつ陪審員に報道機関に自由に語らせることができることにある。

このようなアプローチにも種々の問題点がある。第1、陪審員はその身許が開示されないにせよ、彼らのコメントが新聞に出てくるのを見て残念に（chagrined）思うことがある。陪審員はそれを自分のコメントであることに気付くからである。第2、陪審員は彼らが評議中に述べたことをその陪審員は誤解していると感じることがある、その結果、そのような陪審員は記録を匡すため報道機関に語らざるを得ないと考ええる。第3、陪審員（の身許）が思いがけず（inadvertently）明らかにされることがある。そのコメントが新聞に掲載された陪審員は、その匿名性にもかかわらず、友人や家族によってその身元が明らかにされうる。例えば、名前ではなく単に“アフリカ系アメリカ人女性”と記されているときを考えてみよ、彼女が陪審員の中で唯一のアフリカ系アメリカ人であれば、その名前はないにもかかわらず他の陪審は彼女を特定できる。

VIII 結論

陪審は、通常、裁判後に裁判所の階段で報道機関に出会ったときどのように対処（how to proceed）すべきかに関してほとんど指針を与えられていない。評決後のインタビューに関する忠告ないし説示を裁判官が陪審員に与えるかどうかは全く裁判官の裁量に委ねられている。そして裁判官は一般に（typically）沈黙している。しかし、報道機関の評決後のインタビューに関し裁判官は陪審員に指針を与えることができるし、そして与えるべきである。

裁判官が陪審員に与える指針は種々の形式、すなわち、評議の秘密性を一定の限られた期間

守ることを陪審員に宣誓をさせることから、陪審員は自由に彼自身のことを明らかにできるけれども他の陪審員のコメントや投票を明らかにできないことを陪審員に説示することまで種々のやり方がある。これらの選択肢（alternatives）の長所は、裁判官が過度に陪審員を支配することなしに若干の指針だけを陪審員に与える中道（middle ground）を示していることにある。それらの選択肢はいずれも、陪審員の評議に提供される保護だけでなく報道機関がインタビューを求めたとき陪審員はどのように対応すべきかを明らかにすることになろう。これらの選択肢はまた、評決後のインタビューに関する若干の限定がなくても陪審はその目的の障害となりうる（may be impeded in its purpose）ことを認識することによって、——共同の判断に到達するための慎重な過程に参加する——陪審の役割を促進する助けともなろう。（at 546.）

【コメント】

陪審の評議は、英米において神聖なものとして、当該事件を主宰する裁判官ですらその評議室に入ることは許されないとされてきた。ただ、合衆国では最近、主として陪審の機能を国民に啓蒙し、また陪審制度の問題点を探る目的で実際の刑事事件の陪審評議室にテレビカメラが入り何度かテレビで放映されている。そしてアメリカで最大手のABCテレビのカメラが実際のオハイオ州等の刑事事件ではじめて陪審員室に入りその評議内容を2004年に放映しそれが5事件6本組のDVDでまとめて発売されている¹⁾。そこで筆者はこのDVDの一部を紹介しつつ、刑事手続法を中心にアメリカ法研究の意義と課題について論じたことがある²⁾。このような状況下に接したのが本論文である。

ところで、わが国では2009年5月21日にスタートした裁判員裁判を契機に日本の刑事司法は大変革期を迎えている。とりわけ画期的であるのは、国民の中から無作為に選任された原則6人の裁判員が、3人の職業裁判官とともにではあるが、重大な刑事事件の事実認定および量刑

に直接参加するという点である。アメリカでは2002年のリング判決³⁾以降、死刑適用事件については事実認定および量刑判断につき陪審員の参加が憲法上の要求であることが確立しているためアメリカの陪審裁判との類似性が認められる。もっとも、死刑判決についても他の事件と区別せず「合議体の員数の過半数の意見による」（裁判員法第67条①）との単純多数制を維持したうえ、裁判員が評決の際の「多少の数」など秘匿すべき職務上の知り得た秘密を明らかにした場合には「6月以上の懲役または50万円以下の罰金⁴⁾」を科すなどはアメリカでは全く考えられない。さらに、アメリカでは判決言い渡し後に陪審員室での評議の内容をメディアに公表するかどうかは原則として各陪審員の判断に委ねられているなど日米の刑事裁判は一見似ていて全く異なるのである。

そこで以下、この点を中心に本論文の意義を確認しつつ若干のコメントを付加することとしたい。

第1、報道機関が一般の市民ないし国民が関心を有するであろう刑事事件を集中的に取り上げ克明に報道するという点では日米に基本的差異はない。アメリカでは——そして日本でも——大いに話題となった冷戦下のローゼンバーグ夫妻による原子力スパイ事件⁵⁾やアルカボネの脱税事件⁶⁾そして最近のO.J.シンプソン事件⁷⁾等のほかセントラルパーク暴行事件（Central Park Jogger case）⁸⁾や“最後のゴッド・ファーザー”と呼ばれたJ・ゴッティ事件⁹⁾等についても詳細に報道された。他方、日本では一時“昭和の太閤”といわれた田中角栄元内閣総理大臣のロッキード事件¹⁰⁾やいわゆるロス疑惑事件¹¹⁾などは国民の注目を引き新聞・テレビ等で連日報道されたことは今なお記憶に新しい。

第2、このように両国の刑事裁判に関するマスコミ報道の姿勢は基本的に同一であるものの、そのニュース源には格段の相違がある。本論文が詳論するように、アメリカでは陪審による評決で有罪・無罪が確定した時点で陪審員はその投票数を含め評議内容についても自由に話

することができる。そのため報道機関は今では普通の一般市民に戻っているかつての陪審員から評議に関する情報を直接獲得しそれを国民に向けて自由に発信できるのである。そして筆者は、アメリカで陪審員の守秘義務がほとんど問題とされないのはコモン・ロー上の全員一致評決が刑事事件ではほぼ維持されていることによると繰り返し指摘してきた¹²⁾が、本論文ではじめて評決後の元陪審員の発言や報道機関のインタビューがアメリカで自由に認められているのは合衆国憲法第1修正の保障する言論・出版の自由がその背景にあることを知ったのである。

第3、わが国でも5年前に始まった裁判員裁判によって原則6人の裁判員が死刑適用をも含めた重大事件の事実認定および量刑判断に参加することになったが、前述のように、評決の際の“多少の数”など秘匿すべき職務上の知り得た秘密を明らかにした裁判員には刑事罰が科せられる。そして日本の裁判員にはアメリカの陪審員とは異なりこのような厳格な守秘義務が課され

ているにもかかわらず、管見した限り、憲法上の言論・出版の自由の観点からの問題提起は今までなされていないのである。

そして最後に、アメリカの陪審員には評決後の守秘義務がないのでメディアによる報道を介して一般市民も陪審経験者が得た情報を共有できる、そのため陪審制度自体の理解が深まり、ひいては刑事司法への関心を共有できるという長所が強調されているのでありいずれにせよ、日本の裁判員法は余りにも頑なにすぎると思われる¹³⁾。この点に関し、ニューヨークで陪審員に選ばれた「米国生まれで米国籍をもつ」日本の記者の「日本の裁判員と異なり裁判終了後の守秘義務はない」アメリカでの体験記¹⁴⁾は余りにも厳格な裁判員の守秘義務の問題点を検討する上でも貴重な視点を提供している。この点を含めわが国とは異なるアメリカの刑事裁判については別途検討したい¹⁵⁾。

-
- 1) 岩田太「陪審室の内側：陪審はどのように議論しているのだろうか」2008-I アメリカ法155頁以下。
 - 2) 小早川義則「アメリカ法研究の意義と課題——刑事事件を中心に——」桃山法学第20・21号（2013年3月）。
 - 3) *Ring v. Arizona*, 536 U.S. 584 (2002) .
 - 4) 評議の秘密の問題点については、例えば、石松竹雄＝伊佐千尋『裁判員必携』199頁（ちくま新書 796、2009年）参照（元裁判官の秘密漏示との対比で、「元裁判員等を広く処罰することの不当性は、裁判官の秘密漏示との違いにも表れています。裁判官だけの評議において、裁判官は、評議の経過・各裁判官の意見・その多少の数について秘密を守らなければならないとされていますが、裁判官に対しての刑罰は全く設けられていません。裁判官が自分の関与した事件の評議の経過についてメディアに何か喋っても処罰の対象になりません。裁判官は在職中であれば、秘密漏示によって、懲戒処分を受けることはありえますが、退職後には懲戒処分を受けることはもちろんありません。職務を終えた後も秘密漏示によって刑罰を受ける裁判員との違いはあまりにも大きいといわなければならない。」と指摘する。
 - 5) ローゼンバーグ夫妻は原爆製造に関する秘密情報をソ連に提供したとされるいわゆる原子力スパイ事件（espionage）で死刑判決を言い渡され1953年に処刑された。
 - 6) アルカボネは脱税で有罪とされ、サンフランシスコ湾の目先にあるアルカトラス島（Alcatraz）——スペイン語のペリカンに由来する——の連邦刑務所で獄死した。アルカトラス島は1963年に閉鎖され、今では観光名所となっている。小早川義則『NYロースクール断想』（成文堂、2004年）511頁。
 - 7) 詳しくは、四宮啓『O.J.シンプソンはなぜ無罪になったか——誤解されるアメリカ陪審制度』（現代人文社、1997年）。

- 8) ハーレム出身の5少年による白人女性への集団暴行事件は真犯人の告白により一転“世紀の冤罪事件”であることが判明し、本年（2014年）100億円の賠償金支払いでひとまず落着した。小早川が『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅳ——自己負罪拒否特権、（付）セントラルパーク暴行事件』（成文堂、2014年6月）付録参照。
- 9) 今まで無傷の「最後のマフィア・ドン」J・ゴッティは1992年6月23日ニューヨーク・ブルックリン連邦地裁で有罪とされ無期拘禁刑を言い渡された。小早川・前掲注4）390頁。
- 10) 田中角栄氏は最高裁上告中の平成5年（1993年）12月16日に死去した。この点を含め、詳しくは、藤永幸治「ロッキード事件丸紅ルート上告審判決の検証」鈴木義男先生古稀祝賀『アメリカ刑事法の諸相』（成文堂、1996年）参照。
- 11) 殺人事件で日本の裁判所で1981年11月に無罪が確定していた三浦和義氏は、米自治領サイパン島での「殺人および共謀容疑」で2008年2月22日に逮捕され、ロスへの移送中自ら生命を絶った。
- 12) 例えば、小早川『裁判員裁判と死刑判決[増補版]』197頁（成文堂、2012年）。
- 13) この点に関し、箕輪幸人「裁判員制度施行から五年」研修729号48頁（2014年6月）参照。（「2009年8月に実施された全国初の裁判員裁判。私は、公判が開かれた4日間すべてを取材した。その後も、全国各地で開かれた裁判員裁判を取材してまわり、その都度、法曹関係者の熱気のようなものを法廷で感じていた。刑事司法の新しい時代の幕開けに、取材者として関わることでできたことへの興奮もあったと思う。だが、時の経過とともに、少しずつだが、その熱気が失われてきたような印象を受けている。それだけ、裁判員制度が定着したという証なのかもしれない。だが、もしそれが「慣れ」によるものだとしたら……。「慣れ」は怖い、人間は楽を求めるからだ。そして、いつの日か、改善すべき点も忘れられてしまう。たとえば、裁判員の守秘義務。これまでのところ、評議の秘密や法廷で知り得た秘密が暴露されるような事態は起きていない。刑事罰があるからというよりも、日本人のまじめさが背景にあるように思うのだが、もう少し緩和することはできないのだろうか。裁判員が守秘義務を恐れて口を閉ざし、せっかくの体験が社会で広く共有されていない。」と指摘する。）
- 14) この点につき、NYで陪審員に選ばれた「米国生まれで米国籍をもつ」日本の記者の体験談は実に貴重である。2013年12月6日付朝日新聞参照。
- 15) 小早川義則『アメリカの刑事裁判』（2015年4月刊予定）。

（2014年7月17日稿）